

原動機付自転車改造申告書

届出者 住所 _____
 氏名 _____

標識番号		車名	
車台番号			

排気量の変更 (排気量計算式)	$\text{cc} \rightarrow \text{cc}$ ピストン直径=D (cm) ストローク=S (cm) 排気量計算式= $\pi \times (D \times D / 4) \times S$ $3.14 \times (\quad \times \quad / 4) \times \quad =$	
ミニカーへの変更 (50cc以下)	輪距 $\text{cm} \rightarrow \text{cm}$ ※輪距の確認できる写真添付	
上記以外の改造		
改造の理由		
改造の内容		
使用部品のメーカー 及び購入先等	※改造に使用した部品の領収書、箱のコピーを添付	
改造者	住所	
	氏名・業者名	
	電話番号	

日の出町長 様

上記のとおり原動機付自転車を改造したので申告いたします。
 なお、改造に伴う事柄については、裏面の「注意点」を確認し、当該車輛により発生した
 一切の責任は私が負うことを誓約いたします

令和 年 月 日

納税義務者 住 所 _____
 氏 名 _____
 電話番号 _____

原動機付自転車の改造登録について

原動機付自転車を改造し、排気量のアップ（ダウン）があった場合や車両種別が変更になる場合については、この改造申告書を添付して、登録申請していただく必要があります。

改造登録に必要な書類

1. 専門業者に頼んだ場合

- ・ 軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書
- ・ 業者の作成した改造証明書
（記載内容は、『原動機付自転車改造申告書』と同程度のもの。）

2. 自分で改造した場合

- ・ 軽自動車税申告（報告）書兼標識交付証明書
- ・ 原動機付自転車改造申告書

★ 改造の方法により、次の書類も必要となります。

(1) 別のエンジンを載せ変えた場合

- ・ エンジンの購入領収書等

(2) 改造（ボアアップ）キットを取り付けた場合

- ・ 改造キットの取り扱い説明書
- ・ 改造キットの購入領収書

(3) エンジン内部をボーリングした場合

- ・ 新たなピストンの購入領収書

(4) そのほかの改造

- ・ 下記担当課までお問合せください。

3. 注意点

『原動機付自転車改造申告書』に基づき標識の交付を行いますが、これは税額の区分が変更になったことによるものです。今回の改造について走行性、安全性について町役場が保障するものではなく、国土交通省で定める形式認定番号から外れますのでご注意ください。

また、改造等を偽って申告した場合は地方税法第453条に違反し罰せられます。なお、道路交通法上の扱いについてもご本人様の責任で行ってください。

地方税法第453条(軽自動車税に係る虚偽の申告等に関する罪)

(略) 申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をしたときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

問合せ先 日の出町役場税務課

電話番号 042-588-4105